

総社市医療費適正化推進委員会こども部会運営要領

(会議の招集)

- 第1条 総社市医療費適正化推進委員会こども部会（以下「部会」という。）は、部会長が召集する。
- 2 部会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所等を委員に通知するものとする。
- 3 部会長は、会議の議長として議事を整理する。

(代理者の出席等)

- 第2条 部会長は、委員が会議に出席できない場合であって、委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。
- 2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

(議事)

- 第3条 部会は、委員の過半数が出席しなければ、部会を開き、議決することができない。
- 2 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(議事録)

- 第4条 議事録には、次の事項を記載するものとする。
- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名（代理者が出席した場合は、その旨を含む。）
- (3) 議事となった事項
- 2 議事録は、原則公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に支障をきたすおそれがあると認めるとき、または、その他正当な理由があると認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

- 第5条 部会の庶務は、保健福祉部こども課が処理する。

(その他)

- 第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年7月11日から施行する。